

論点① 全体の構成

神奈川県社会的養育推進計画（改定）全体イメージ（案）

参考資料 1

【① はじめに】

- (1) 計画改定の趣旨：県では、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指し、平成27年3月に「神奈川県家庭的養護推進計画」を策定し、その後の平成28年の児童福祉法等の改正、平成29年8月の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、「神奈川県社会的養育推進計画」（以下「現行計画」という。）と改定・名称変更した。この計画の前期末（令和6年度）に進捗状況を検証し、後期（令和7年度～11年度）の計画を見直すこととしており、また、令和4年度改正児童福祉法の内容等を踏まえた見直しを行う必要があることから改定を行うもの。
- (2) 計画の位置付け：県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画
- (3) 計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間
- (4) 対象地域：政令指定都市および児童相談所設置市を除く県所管域

【② 本県の子どもを取り巻く状況】

- (1) 少子化の進行
(2) 子どもと家庭を取り巻く状況
(3) 県所管域の社会的養護の状況

【⑤ 代替養育の需要量と供給量】

- (1) 現況
(2) 代替養育を必要とする子ど�数（需要量）
(3) 里親等の供給量 ☞資料1 P.18～
(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

【③ 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像】

＜前期計画＞

「子どもの権利保障」「家庭養育優先原則」を念頭に、家庭への養育支援から代替養育・自立※1支援まで社会的養育の充実

☞資料1 P.7～

論点② 今回の改正を踏まえた記述になっているか（国策定要領との整合）

＜後期計画＞

「パーマネンシー保障※2」「当事者である子どもの意見の反映」「市町村との連携体制」「評価のための指標とPDCAサイクル」

社会的養育を必要とする子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川

※1 自立：心理的身体的に安全で安心な居場所が確保できていて、他の人とつながりながら自らの意思決定に基づき、社会の中で暮らすこと

※2 パーマネンシー保障：子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現すること

論点③ 考え方の妥当性など

⑥ 4つの柱 ☞資料1 P.29～

（1）子どもの権利擁護の推進

- ア 子どもの意思形成と意思表明のための支援
イ 子どもの意見を聴き、代弁する支援
ウ 子どもの権利擁護に係る環境整備
エ 子どもへの虐待の禁止の徹底

（2）子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

- ア 児童相談所の体制強化と関係機関との連携強化
イ 子どもの権利が守られ適切なケアを提供する一時保護
ウ 市町村の子ども家庭相談体制の強化に向けた支援
エ 乳児院における子ども家庭支援の新たな展開
オ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

（3）家庭と同様の環境における養育の推進

- ア 子どものパーマネンシーを保障する支援体制の構築
イ 里親等への委託の推進
ウ 児童養護施設等の高機能化等
エ 障害児入所施設における支援

（4）社会的養護経験者等の自立支援の推進

- ア 社会的養護経験者等の自立支援ニーズの把握
イ 成人期へつなぐ子どもの自立支援の推進

☞資料1 P.34～ 論点⑤

＜取組結果＞

- 子どもの権利理解と意見表明の促進
- 子ども集会等の開催
- 子どもの人権相談室事業の強化
- 子どもの意見の代弁事業の推進
-

＜取組結果＞

- 児童相談所の体制強化
- 関係機関間のさらなる連携強化
- 死亡事例等の重大事例の検証と再発防止
- 施設や里親等への一時保護委託
- 一時保護所の自己評価及び第三者評価の実施
-

＜取組結果＞

- 包括的フォスターング業務実施体制構築
- 乳児院からの里親等委託の重点的推進
- 施設の小規模化及び地域分散化の推進
- 施設の高機能化及び多機能化

里親委託推進の達成状況 ☞資料1 P.18～

論点④ 現状把握・要因分析の妥当性

- ＜取組結果＞
- 代替養育を経験した者からの意見聴取
 - 子どもの自立に向けた支援の充実

記載内容は十分か

論点④ 現状把握・要因分析の妥当性

- ＜課題＞
- ・ケアリーバーの実態把握調査
 - ・児童自立生活援助事業の実施
 - ・地域資源の見える化
 -

【⑧ 計画の進捗管理・評価】

＜別冊＞資料